

# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の法的根拠.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の法的根拠と位置付け.....	4
3 計画の対象.....	6
4 計画の期間.....	6
第2章 小美玉市の障がい者を取り巻く現状.....	7
1 人口の状況.....	7
2 障がい者数の推移.....	8
3 アンケート調査結果.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 施策の体系.....	34

## 第2部 障がい者計画

基本目標1 理解とふれあいをめざして.....	39
1 広報・啓発活動の推進.....	39
2 福祉教育や交流機会の充実.....	40
3 差別の解消と権利擁護の推進.....	42
4 NPO活動・ボランティア活動の育成と支援.....	44
基本目標2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして.....	46
1 障がい児支援の充実.....	46
2 教育の充実.....	48
基本目標3 自立と社会参加の促進をめざして.....	50
1 就労機会の拡大及び雇用の安定.....	50
2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進.....	52

<b>基本目標4 地域における生活支援の充実をめざして</b> .....	<b>54</b>
1 相談支援体制の充実と強化 .....	54
2 障がい者の虐待防止対策 .....	56
3 障がい福祉サービス等の充実 .....	57
4 地域生活の支援の充実 .....	58
5 福祉人材の育成・確保・定着 .....	59
<b>基本目標5 保健・医療の充実をめざして</b> .....	<b>60</b>
1 早期発見・早期療育体制の整備 .....	60
2 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成 .....	62
3 精神障がい者への支援 .....	63
4 難病患者及び在宅重度障がい者への支援 .....	65
<b>基本目標6 安心して暮らせる生活環境をめざして</b> .....	<b>66</b>
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 .....	66
2 防災・防犯体制の整備及び感染症に対する備え .....	68

### 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

<b>第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標</b> .....	<b>71</b>
1 福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	71
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	72
3 地域生活支援の充実 .....	74
4 福祉施設から一般就労への移行等 .....	75
5 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	79
6 発達障がい者等に対する支援 .....	81
7 相談支援体制の充実・強化等 .....	82
8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	83
<b>第2章 障がい福祉サービス等の利用実績と見込量</b> .....	<b>84</b>
1 訪問系サービス .....	84
2 日中活動系サービス .....	86
3 居住系サービス .....	89
4 計画相談支援・地域相談支援 .....	90
5 障がい児支援 .....	91
6 その他のサービス .....	94

<b>第3章 地域生活支援事業の利用実績と見込量</b> .....	<b>95</b>
1 理解促進研修・啓発事業.....	95
2 自発的活動支援事業.....	96
3 相談支援事業等.....	97
4 成年後見制度利用支援事業.....	99
5 成年後見制度法人後見支援事業.....	100
6 意思疎通支援事業.....	101
7 日常生活用具給付事業.....	102
8 手話奉仕員養成研修事業.....	104
9 移動支援事業.....	105
10 地域活動支援センター.....	106
11 その他の事業.....	107

## **第4部 計画の推進に向けて**

<b>第1章 計画の推進体制</b> .....	<b>111</b>
1 連携体制.....	111
2 計画の推進（点検・評価）.....	112

## **資料編**

1 小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会運営要綱.....	115
2 用語解説.....	117

## 「障がい」の表記について

### 1. 表記の実施

小美玉市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、省令名等及びそれに基づく制度、並びに施設の名称や団体名等のような固有の名称を除き、原則として次のとおり表記することとしています。

【例示】障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい など

### 2. 表記の理由

「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

しかし、一般的に、「障害」の「害」の字には「悪くすること」「わざわざ」などの否定的な意味が強く、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気や事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないという意見があります。このような理由から、市が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

### 3. 表記の方針

心のバリアフリーを進めるため、市が策定する計画等においては、上記のルールに従って表記します。